神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	明治期府県管内図の作成主体について―神奈川県を事例として―
著者	武田周一郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 41 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2014 年（平成 26 年）10 月
判型	A4（210mm × 297mm）

【研究ノート】

明治期府県管内図の作成主体について
―神奈川県を事例として―

武田周一郎

【要旨】

本稿の目的は明治期府県管内図の網羅的な検討を通じてその特徴を考察することであり、特に地図の作成主体や神奈川県の事例に注目した。まず総体的な特徴を把握するため、国立公文書館に所蔵される府県管内図のうち、府県ごとに最も発行年代が古いものをリスト化した。その結果、結城正明や江島鴻山といった印刷技術者のネットワークや、出典としての伊能図という観点から、内務省地理局における地図作成の動向との関連性が指摘できた。

また神奈川県の場合は明治一〇年代までに発行された管内図が三点あり、うち二点は明治一一年を遡る早い時期のもので、もう一点は鴻益社という民間の印刷業者から発行されたものであった。前者は統計表と一体のものである点、後者は横浜近郊の農村部を対象にして予約出版を試みた業者が発行した点に特徴があった。

【キーワード】

内務省地理局　江島鴻山　神奈川県管内図　鴻益社　縮切図

はじめに

本稿の目的は明治期府県管内図の網羅的な検討を通じてその特徴を考察することであり、特に地図の作成主体や神奈川県の事例に注目したい。筆者は先に当館所蔵の橘忠助氏旧蔵美術資料群に含まれる地図について紹介し、これらの地図の最大の特徴として印刷技術への関心に基づいて収集された点を指摘した[1]。そしてこの特徴を端的に表すものとして府県管内図を挙げ、印刷技術という観点から複数の事例を比較したが、主な検討対象は千葉県と宮崎県の二点に留まった。

従来、府県管内図は主として府県ごとに個別に検討されてきた[2]。一方で総体的な特徴に言及したものもあるが[3]、印刷技術という観点からは十分に検討されていない。この点からは府県管内図の共通性が示唆され、各府県の事例に留まらず総体的な特徴の把握が必要である。

そこで本稿では網羅的な検討のため、まず国立公文書館に所蔵されている府県管内図のうち府県ごとに最も出版年代の古いものを提示する。その際、印刷技術者や内務省地理局における地図作成の動向に留意しながら、府県管内図の特徴を総体的に把握する。続いて、その特徴を念頭に置いた上で、神奈川県を事例に特に地図の作成者に注目して、その経歴や地図作成に至る経緯を明らかにしたい。なお前稿では府県単位でその領域を示し、主に府県が作成主体であり府県管内図もしくはそれに準ずる資料名を有する地図を府県管内図と定義した。本稿でも主な検討対象は府県が作成に関わったものとしたが、神奈川県の事例では民間業者から発行されたものも対象とした。

一　府県管内図の発行年代と印刷者

まず国立公文書館に所蔵されている府県管内図について、府県ごとに最も発行年代が古いものを表1に示した。なお本表作成にあたり、地図が多く含まれる請求記号一七七とヨ二九一を対象とした。

その結果、民間業者から発行されたものが府県のものより先行して確認された事例は、青森県（2）、新潟県（14）、福井県（17）、三重県（22）、京都府（24）、奈良県（27）、福岡県（36）の七件であり、これらは府県と民間のものを併記した。また民間のものだけが確認された事例は、東京府（12b）、滋賀県（23b）、和歌山県（28b）、岡山県（29b）、広島県（30b）、徳島県（32b）、香川県（33b）、沖縄県（43b）の八件あり、これらは民間のものだけを示した[4]。そして府県と民間いずれも確認できなかったのが岩手県、愛知県、鳥取県、島根県の四件であった。

この表1をもとに府県管内図の発行年代と、作成の経緯について検討したい。はじめに発行年代について特筆されるのは、明治一一（一八七八）年以前に発行された府県管内図の少なさである。表1のうち最も早いものは明治一〇年の三重県（22b）と滋賀県（23b）の二点であり、いずれも民間業者から発行された地図である。これに次いで明治一一年に発行されたものが二点ある。そのうちの一つが愛媛県庶務課編集の「愛媛県管内全図」（34）であり、これは凡例によると明治一一年一月一日調の「県治一覧表」に付属するものである。そしてもう一点が明治一一年頃と推定される「神奈川県管内之図」（13）である。同図については後に詳しく検討するが、注目されるのは裏面に「神奈川県管内里程表」が掲出されている点である。これら二点の事例は府県管内図としては早い段階のものと位置づけられ、県治一覧表もしくは里程表といった統計表と一体のものとして発行されていることが大きな特徴である。

さらに作成主体別にみると、府県のものが民間のものより先行している事例が二八件あり大半を占めている。一方で最も早い明治一〇年のものはいずれも民間が先行している事例である点も踏まえると、必ずしも府県が先行している事例を一般化することはできない。なおこれ以外に内務省地理局が作成主体となったものとして、明治二〇年五月の「改正北海道全図」（1）があるが、内務省地理局が直接関わった府県管内図はこれ以外になく、例外的なものと位置づけられる。

続いて府県が作成主体となっている場合、府県蔵版と明記されている事例が多いが、具体的な部課名や人物名が判明するものがある。所轄部課のうちでも多いのが地理課（係）であり、具体的には青森県地理課（2）、福井県地理課（17）、京都府地理課（24）、奈良県内務部第二課地理係（27）、長崎県地理係（38）がある。そのほかには福島県農商課（6）、三重県第二部第三課（22）、兵庫県土木課（26）、愛媛県庶務課（34）、福岡県庁内務部（36）、佐賀県勧業課（37）といった事例がある。なかには製図者など具体的な担当人物名が判明するものがあり、山形県（5）、茨城県（7）、神奈川県（13）、石川県（16）、奈良県（27）、佐賀県（37）の事例が挙げられる。また民間業者で複数の府県管内図に携わっているものとして、玄々堂（神奈川県、山梨県）や、水口臥龍館（福井県、岡山県）がある。

そして注目すべきは府県管内図の印刷人である。前稿では府県管内図の印刷に携わった人物として結城正明を挙げ、内務省地理局の動向との関連性について言及した。当該期の地図印刷技術を検討する上で重要な画期となったのが、明治一一年八月の『測絵図譜』である（表2）。『測絵図譜』は明治六年のウィーン万国博覧会に「日本地図主任」として随行した岩橋教章が当地で習得した技術を用いて印刷にあたった地図の図式集であり、その発行後、内務省地理局はいくつかの日本図を発行している。そのうち「大日本国全図」と「大日本府県分轄図」の印刷に携わ

ったのが結城正明であった。後に東京美術学校助教授となる結城は明治一六年の青森県（2）、同一八年三月の千葉県（11）、同年六月の宮崎県（41）、そして同一九年の三重県（22）といった各県の府県管内図の印刷に携わっていた。

この結城と同様に内務省地理局の地図と、複数の府県管内図に携わった人物が江島鴻山である。江島は明治一九年一月に内務省地理局図籍課編により発行された「大阪実測図」の彫刻者として名前がみえ、その後、明治二〇年の埼玉県（10）、明治二三年の静岡県（21）、明治二五年の奈良県（27）と各県で府県管内図の印刷に携わった。このように結城が明治一〇年代後半に府県管内図を手掛けていたのに対し、江島は明治二〇年代前半となっている。

江島は松田敦朝、梅村翠山、青野桑州、柳田龍雪とともに明治初期の東京で銅版業を担った「創業五家」と称せられていた人物であり[5]、このうち江島を除く四名は明治五年から同九年にかけて、大蔵省紙幣寮で銅版印刷を請け負った経験を持つ[6]。また江島から銅版彫刻を学んだ人物に、明治一六年に新設された参謀本部測量局地図課で地図の銅版彫刻に携わった堀健吉がいる[7]。江島がこれらの地図印刷に携わった経緯は不明であるが、その背景には高い技術力を持つ印刷技術者のネットワークが想定できよう。以上のように、岩橋や結城、江島といった印刷技術者を媒介として内務省地理局や大蔵省紙幣寮といった機関と府県との間で技術上の接点が見出せる点が注目される。

二　府県管内図の出典

ここまでは結城正明や江島鴻山といった印刷技術者に注目して、彼らを媒介とした内務省地理局と府県との関係を追ってきた。さらに地図に参照された情報という観点から、両者の関係を検討したい。そこで注目するのが、府県管内図の出典としての伊能図である。

前稿では府県管内図の作成にあたって、伊能忠敬が測量した伊能図や地租改正地引絵図といった既成の地図が参照されていたことを千葉県の事例から指摘した。さらに府県管内図を網羅的に検出するなかで、同様の事例が確認された。

例えば伊能図と地籍図の双方が参照されていた事例として以下が挙げられる。まず明治一五（一八八二）年九月二日に兵庫県土木課の編纂により出版された「兵庫県管内地図」（26）には明治一三年六月付の附言があり、「本図ハ故伊能忠敬実測図ニ根拠シ地籍編製図ヲ参看シ更ニ見聞スル所ロヲ以テ之ヲ修補整定シタリ」と記されている。すなわち本図の作成にあたって「伊能忠敬実測図」が根拠とされ、加えて「地籍編製図」などが参照されていたことが分かる。地籍編製事業は内務省地理寮（後に地理局）によって実施されたものであり、明治七年に最初の通達が出された後は進展なく明治一三年に再開、同二三年には内務省地理局地籍課と地誌課の廃止によって取り止めとなった[8]。

また明治二三年五月二九日発行の「静岡県管内全図」（21）の場合、明治二二年九月付の凡例に、「本図ハ伊能氏ノ実測図及地租改正ノ際調製シタル毎町村ノ地図等ヲ根拠トシテ編製セリ」と記されている。つまり静岡県の場合でも伊能図と、地租改正地引絵図を根拠として編製されていたことが分かる。あわせて「国境郡界町村区域及名称等ハ総テ明治二十二年四月現在ノ調査ニ拠ル」とも付言されているから、国境や郡界、また町村区域とその名称については明治二二年四月現在の調査に依拠していた。つまりこの静岡県の場合、既成の地図を参照しながら、新しい調査の成果も盛り込まれていたことになる。

表1　国立公文書館所蔵の府県管内図

No	資料名	縮尺	寸法（mm）	発行年	著作/発行	印刷	請求記号
1	改正北海道全図	1/500,000	1415×1784	明治20.5	内務省地理局/発兌 博聞社	鐫工 蒔田本也	177-0375
2	青森県管内全図	約1/300,000	684×832	明治16	編集出版 青森県地理課	結城正明鐫	ヨ291-0396
2b	青森県全管略図	約1/440,000	490×595	明治12	製図 福島県士族 小川勝美		177-0821
3	宮城県管内図		646×672	明治14.2	宮城県蔵版	吉川正吉鐫	177-0831
4	秋田県全図	約1/310,000	743×487	明治14	秋田県蔵版		ヨ291-0397
5	大日本帝国山形県管内全図	1/108,000	1495×938	明治22.5.30	山形県書記官 緒方道平・同属 中井恒介閲,同七等技手 三浦吉勝編集,同雇 佐藤孝本製図/版権所有 山形県		ヨ291-0249
6	福島県管内全図	1/216,000	730×834	明治20.3.4	福島県農商課編製	賛々舎銅鐫	177-0827
7	茨城県管内全図	1/135,000	1190×865	明治18.7	茨城県七等属 松平俊雄編/茨城県		ヨ291-0380
8	栃木県下野国全図		984×1052	明治12.4	編集 栃木県		177-0007
9	群馬県管内上野国全図	1/120,000	970×1090	明治17.12	群馬県蔵版	製図会社銅刻	ヨ291-0399
10	埼玉県管内全図	1/54,000	1292×2000	明治20.2.8	編纂製図 佐々木邦麻呂/埼玉県蔵版	江島鴻山鐫	ヨ291-0348
11	千葉県管内実測全図	1/72,000	1395×1978	明治18.3.13	千葉県蔵版	結城正明鐫	ヨ291-0382
12b	改正東京府管轄測量全図		726×1007	明治22.1.12	著者 伊藤静斎/印刷兼発行者 児玉又七		177-0600
13	神奈川県管内之図	約1/190,000	548×583	〔明治11〕	製図 神奈川県七等属 岡田利正	玄々堂印刷所製	177-0048
14	新潟県管内国県道里程実測図	1/400,000	785×1000	明治21.11.25	測量製図者 新潟県属 永井独楽造/新潟県蔵版,小林二郎		ヨ291-0173
14b	新潟県管内実測図	約1/200,000	1122×1525	明治14.11.25	編集人 新潟県平民 栗林左一郎/出版人 新潟県平民 小林二郎		177-0733
15	富山県管内図	約1/100,000	1290×1180	明治18.5	富山県	大須賀銅鐫	ヨ291-0386
16	石川県管内地図	1/108,000	1594×1123	明治18.6	校正 田上陳鴻・大屋愷敍,製図 長田孫二・荒井時道		ヨ291-0388
17	福井県管内地図	1/144,000	1052×1205	明治15.12	福井県地理課調製	水口臥龍館銅版部鐫	ヨ291-0406
17b	福井県全図	1/120,000	872×1195	明治15.8.5	著者・識 福井県士族 岩佐静夫/出版人 福井県平民 酒井安兵衛	銅刻 響泉堂	177-0728
18	山梨県甲斐国全図	1/200,000	475×515	〔明治15〕	山梨県蔵版	玄々堂印行	ヨ291-0394
19	長野県管内信濃国全図	1/300,000	706×467	明治18.12	編集人 東京府平民 酒井捨彦/出版人 長野県平民 西澤喜太郎		177-0841
20	岐阜県管内地図	1/200,000	806×728	明治13.5	岐阜県蔵版	博聞社銅鐫	177-0836
21	静岡県管内全図	1/72,000	545×2284	明治23.5.29	静岡県	彫刻及印刷 江嶋鴻山	177-0583
22	三重県管内全図	1/120,000	1888×1003	明治19.12	小林源之助製図,三重県第二部第三課編/三重県蔵版	銅鐫 結城正明	177-0574
22b	三重県管内略図	1/345,600	448×532	明治10.12.10	著作兼出版人 三重県士族 藤堂先		177-0194
23b	滋賀県管轄地図		735×820	明治10.2	編集者 京都府平民 片岡義助/出版人 京都府平民 島村専助	政田晋長鐫	177-0850
24	京都府管内全図	1/108,000	937×1486	明治18.2	京都府地理課,校正・製図 嶋田道生・細田信道・山田忠三/京都府蔵版	村上勘兵衛製造	ヨ291-0344
24b	京都府管内地図		696×986	明治15.8	編者 石川県平民 林幹,図画者 京都府平民 乙葉俊二郎/出版人 京都府平民 村上勘兵衛	中村泰山・芝本豊延鐫	177-0261
25	大阪府管内全図	約1/74,000	1680×1483	明治14.10	製図 大阪府御用掛 多田秋香,補写 大阪府御雇 西村信意/大阪府	銅刻 響泉堂	177-0507
26	兵庫県管内地図		1148×680	明治15.9.2	兵庫県土木課編纂/出版人 兵庫県平民 小川保道		ヨ291-0308

No	資料名	縮尺	寸法（mm）	発行年	著作/発行	印刷	請求記号
27	奈良県大和国実測全図	1/80,000	1325×845	明治25.4.10	奈良県内務部第二課地理係編纂,製図者 宗孟寛・石川桂香/発行者 鹿田静七	印刷者 江島鴻山	ヨ291-0126
27b	実測奈良県大和地図	約1/110,000	1005×696	明治22.5	著作兼発行者 山口県士族 邨野広太郎,出版者 奈良県平民 保田一二郎	印刷者 星野熊吉	177-0263
28b	和歌山県管内市町村改定全図	1/187,500	740×510	明治22.9.8	著者 井上斉・福嶌捨吉/編集兼発行人 岩橋佐市郎	印刷人 生駒忠平	177-0391
29b	岡山県三国地図	1/90,900	1324×1250	明治18.6	著者兼出版人 岡山県平民 大塚伊八郎,発兌人 岡山県平民 渡邊祐吉	水口銅版部製	177-0730
30b	訂正広島県管内全図	1/180,000	685×933	明治14.2.2	著述 桑原信	彫刻 中村熊次郎	ヨ291-0307
31	山口県全図	1/108,000	1050×1515	明治17.3	〔編者 山口県〕		ヨ291-0131A
32b	徳島県明細地図		960×718	明治19.3	編集人 徳島県士族 山瀬親長/出版人 黒崎源蔵		177-0407
33b	実測細密香川県管内図	約1/100,000	688×1003	明治23.5.21	著作者 北村彌一/発行所 亀友堂本店・同支店	彫刻 池田光輝堂	177-0397
34	愛媛県管内全図	1/253,800	524×1110	〔明治11.1.1調〕	愛媛県庶務課編集	若林春水堂銅鐫	ヨ291-0325
35	高知県土佐阿波両国之図		311×648	明治12.10.10	高知県		ヨ291-0322
36	福岡県管内里程便覧地図	1/240,000	788×567	明治26.4.7	編纂者 田淵亨,積図者 高須徳七/福岡県庁内務部,印刷兼発行者 瀬戸新治郎	前田虎佶銅鐫	ヨ291-0140
36b	改正福岡県精図	1/144,000	905×792	明治23.5.21	著画者 高須徳七/発行兼印刷者 林斧介		177-0616
37	佐賀県管内之図	1/108,000	760×760	明治20.6	編集人 佐賀県勧業課 北川真蔵/出版人 佐賀県士族 西村萬次郎		177-0607
38	長崎県管内全図	1/216,000	1172×845	明治12.11	編集 長崎県地理係		177-0062
39	熊本県管内図	1/180,000	790×845	明治19.10.25	監修 林知英,製図 百瀬弥堅/熊本県,長崎次郎		ヨ291-0347
40	大分県管内豊後国一円豊前国二郡全地図	1/72,000	1498×1456	明治15.11	大分県蔵版	銅鐫 製紙分社	177-0128
41	宮崎県管内全図	1/192,000	923×673	明治18.6	製図 渡辺樵萃/宮崎県蔵版	結城正明鐫	ヨ291-0311
42	鹿児島県管内略図		604×957	明治14		彫刻 博聞社	177-0608
43b	沖縄県管内全図	1/240,000	812×476	明治18.12.14	編集兼出版人 茨城県士族 久米長順	山中栄山銅刻	ヨ291-0387

注）民間の作成主体から発行されたものはNoにbを付した

表２　内務省地理局発行地図及び関連する府県管内図の印刷者

年代	資料名	作成/発行	印刷
明治10	**東京上野公園地実測図**	**博物局,地理局量地課 測者 佐藤義正,絵者 中嶋正厚**	**文会舎彫刻科**
明治11頃	神奈川県管内之図	製図 神奈川県七等属 岡田利正	玄々堂印刷所製
明治11.6	**畿内全図（大日本全図第一号）**	**地理局地誌課**	
明治11.8	**測絵図譜（1/2,500）**	**地理局測量課**	**文会舎彫刻科**
明治11.8	**実測東京全図**	**地理局地誌課,監修・校正 塚本明毅・河田羆,製図 吉田晋・赤松範静**	**地理局銅鐫,中村月嶺鐫**
明治12.1	**相模武蔵二州図（大日本全図第五号）**	**地理局地誌課**	**中川耕山刻**
明治12.12	**大日本府県管轄図**	**地理局地誌課**	**地理局測量課石版**
明治12.12	**駿河甲斐伊豆三州図（大日本全図第四号）**	**地理局地誌課**	**中川耕山刻**
明治12.12	**伊豆七島並小笠原島図（大日本全図第四号付図）**	**地理局地誌課**	**中川耕山刻**
明治13.6	**大日本国全図**	**地理局地誌課**	**結城正明**
明治13.10	**伊賀伊勢志摩尾張四州図（大日本全図第二号）**	**地理局地誌課**	**文会舎彫刻科**
明治14.2	**測絵図譜（1/25,000）**	**地理局測量課**	**文会舎彫刻科**
明治14.2	**横浜実測図**	**地理局測量課**	
明治14.2	**兵庫神戸実測図**	**地理局測量課**	
明治14.5	**大日本府県分轄図**	**地理局地誌課**	**結城正明**
明治16.4	**小笠原群島之図**	**地理局測量課**	**国文社印行**
明治16	青森県管内全図	編集出版 青森県地理課	結城正明鐫
明治18～20	**東京実測全図**	**内務省地理局,印刷発売所・発行人 共益商社書店・白井練一**	
明治18.3.13	千葉県管内実測全図	千葉県蔵版	結城正明鐫
明治18.6	宮崎県管内全図	製図 渡辺樵萃/宮崎県蔵版	結城正明鐫
明治19.1	**大阪実測図**	**地理局図籍課**	**江島鴻山鐫**
明治19.12	三重県管内全図	小林源之助製図,三重県第二部第三課編/三重県蔵版	銅鐫 結城正明
明治20.2.8	埼玉県管内全図	編纂製図 佐々木邦麻呂/埼玉県蔵版	江島鴻山鐫
明治20	**改正北海道全図**	**地理局,発兌 博聞社**	**鐫工 蒔田本也**
明治23.5.29	静岡県管内全図	静岡県	彫刻及印刷 江嶋鴻山
明治25.4.10	奈良県大和国実測全図	奈良県内務部第二課地理係編纂,製図者 宗孟寛・石川桂香/発行者 鹿田静七	印刷者 江島鴻山
―	山梨県甲斐国全図	山梨県蔵版	玄々堂印行

注）内務省地理局発行地図はゴチックでその他は行頭を一字下げて表記した

（『明治前期　内務省地理局作成地図集成』等により作成）

次に挙げる「京都府管内全図」（24）もまた伊能図が参照されている事例である。同図は京都府地理課の嶋田道生、細田信道、山田忠三によって校正及び製図され、明治一八年二月に京都府蔵版により発行されたものである。明治一七年付の序文には以下の通り記されている。

図中国界及沿海岬島嶼ハ悉ク伊能氏ノ実測図ニ拠ル道路里程河川ハ明治六年ヨリ同九年ニ至リ本府ニ於テ実測セルモノニ係リ其町村名宿駅郡役所警察署同分署郵便局電信局電信線路鉄道等ノ位置ハ明治十三年ノ調査ニ係ル其他数種ノ地図ニ就キ参酌折衷年ヲ経テ此図ヲ成スト雖モ固ヨリ悉ク実測ニ係ラサルヲ以テ尚恐クハ誤謬ナキヲ免カレサランコトヲ看者之ヲ諒セヨ

この京都府の事例では伊能図が参照された部分が判明する点に注目すべきである。すなわち本図では「国界及沿海島嶼」を伊能図に拠り、その他は道路や河川については明治六年から同九年にかけて京都府で実測したものが、また町村名や宿駅などの位置は明治一三年の調査が参照されている。伊能図は主に日本列島の沿岸部を測量したものであり、その点では詳細な情報を有するが、その他の情報は乏しく、警察署や鉄道などに至っては位置を参照すべくもないことは明白である。

また同様に沿岸部の情報を伊能図に依拠したものとして、福岡県の事例がある。次に示すのは明治二九年九月二九日発行の「福岡県管内図」（国立公文書館所蔵）の序文である。ただし福岡県の場合、国立公文書館所蔵では明治二三年五月二一日に民間業者から発行された「改正福岡県精図」（36ｂ）が最も早い。

所貴于地図在実用故得実愈近則其為用愈大矣失実益遠則其為用益小矣是所以常憾於旧図之不備而有本図之新製也夫本図用三角術以定地形之位置其海岸拠伊能忠敬及海軍水路部図陸地陸軍参謀本部図河川土木監督署図及郡図鉄道九州筑豊両鉄道会社図境界郡村図如名勝古蹟大社巨刹鉱山之所在則専筑前続風土記筑後誌豊前誌及鉱山監督署図之拠焉其不題曰実測図因不用小三角術也

明治二七年二月付のこの序文によれば、同図は海岸を伊能図と「海軍水路部図」に依拠している。またこのほか陸地は「陸軍参謀本部図」に、河川は「土木監督署図及郡図」に、鉄道は「九州筑豊両鉄道会社図」に、境界は「郡村図」にそれぞれ依拠している。この福岡県の事例では伊能図だけでなく、海軍水路部や陸軍参謀本部の作成図との参照関係も判明し、前者は海図を、後者は地形図を指すと推測される。

以上は伊能図に依拠して府県管内図が作成されていた事例で、具体的には沿岸部に関して参照されていたことが分かった。一方で次に挙げる埼玉県の場合は伊能図との参照関係が認められない事例で、以下に明治二〇年二月八日の「埼玉県管内全図」(10)の序文を示す。

本図ハ地租改正ノ日徴スル所ノ地引絵図ヲ縮摸シ之ヲ製シ以テ地籍調査ノ用ニ供ス専ラ宿駅町村ノ位置ヲ明ニシ併セテ道路山川汽車電信両線路ヲ示ス其疑フヘキモノハ実地ニ就キ訂正ス夫ノ山岳高低ノ若キハ姑ラク是ヲ置ク

この埼玉県の場合は冒頭に示した千葉県の事例と同様に、地租改正地引絵図を縮模したものであるが、千葉県の事例とは異なり伊能図は参照されていない。

以上いくつかの事例から確認してきた通り、府県管内図は特に沿岸部について伊能図が参照されていたものがあったが、具体的な参照方法が判明する事例はなかった。ただし伊能図を元にした地図は明治一〇年代に内務省地理局や陸軍、海軍から発行されていることから、これらを媒介として伊能図が間接的に参照された可能性もある。伊能図を元にした地図として、明治一〇年に陸軍参謀局から刊行された「大日本全図」、明治一三年に内務省地理局から刊行された「大日本国全図」、そして明治一七年以降に参謀本部測量局（後に陸地測量部）から刊行された「輯製二〇万分一図」などがある(9)。すなわち、前項で指摘した印刷技術者を媒介とした府県との関係と同様に、伊能図を媒介として内務省地理局や陸・海軍と、府県との間に地図の参照関係が示唆されよう。

三　明治一〇年代発行の神奈川県管内図

1　神奈川県発行の管内図

ここまでは府県管内図の網羅的な検討を通じて、特に内務省地理局における地図作成の動向を念頭に置きながらその特徴を把握してきた。これを踏まえて最後に神奈川県の事例について検討したい。主な対象とするのは、明治一〇年代に発行された三点の神奈川県管内図である。

(ア)「神奈川県管内之図」　明治七年九月以降　石渡正敏編撰
(イ)「神奈川県管内之図」　明治一一年頃　岡田利正製図
(ウ)「神奈川県管下之図」　明治一六年一月三〇日　鴻益社出版

このうち最も古い(ア)「神奈川県管内之図」（図1）は、表題が「神奈川県治一覧概表」（図2）となっていて、一覧概表と管内図が一紙の表裏に印刷されている。一覧概表の凡例によれば、戸口、職員、省寮及学校諸会社牛馬船車等は明治七（一八七四）年一月現在の数値を、また居留外国人の戸口は同年三月現在の数値を示し、その他は明治六年一ヶ年の概算値が掲載されている。また管内図には明治七年九月付の序文があ

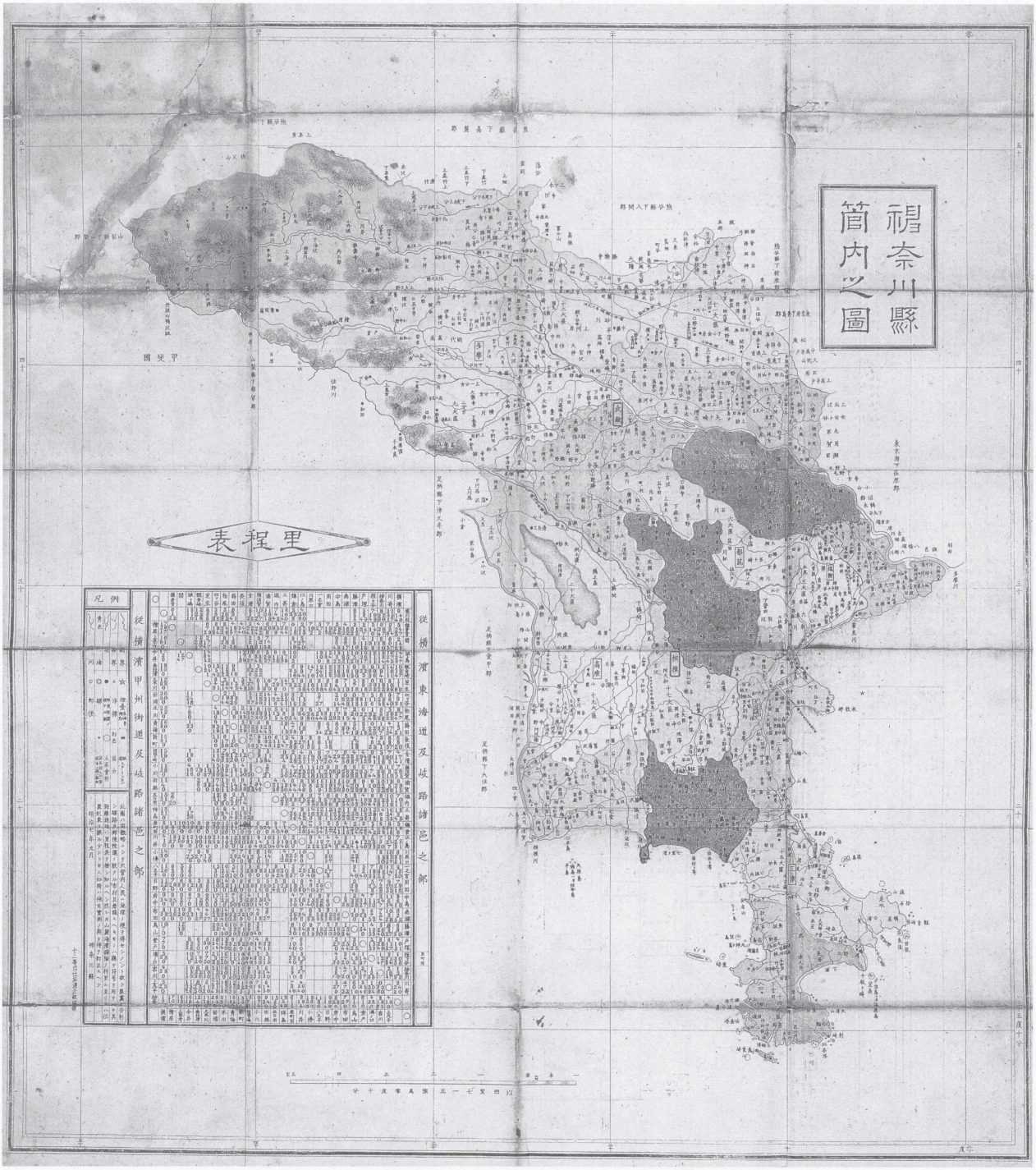

図１　「神奈川県管内之図」（個人所蔵）

表３　石渡正敏の経歴

年代	事項
明治5	三浦郡桜山村戸長
明治6.4.21	神奈川県権少属
明治6.10.17	神奈川県十二等出仕、下等月給下賜
明治7.9	『神奈川県管内之図』を編纂
明治8.3.26	神奈川県権中属
明治8.10	『神奈川県地誌略』の校者
明治8.12.20	神奈川県勧業課長
明治9.6.21	神奈川県中属
明治9.6	『続神奈川県地誌略』の校者
明治9.7	『神奈川県地名地引』の校者
明治10.1.18	神奈川県四等属
明治19～23	農商務省水産局製造課長・試験課長
明治27	三浦郡同盟会発起人

（『神奈川県史料』等により作成）

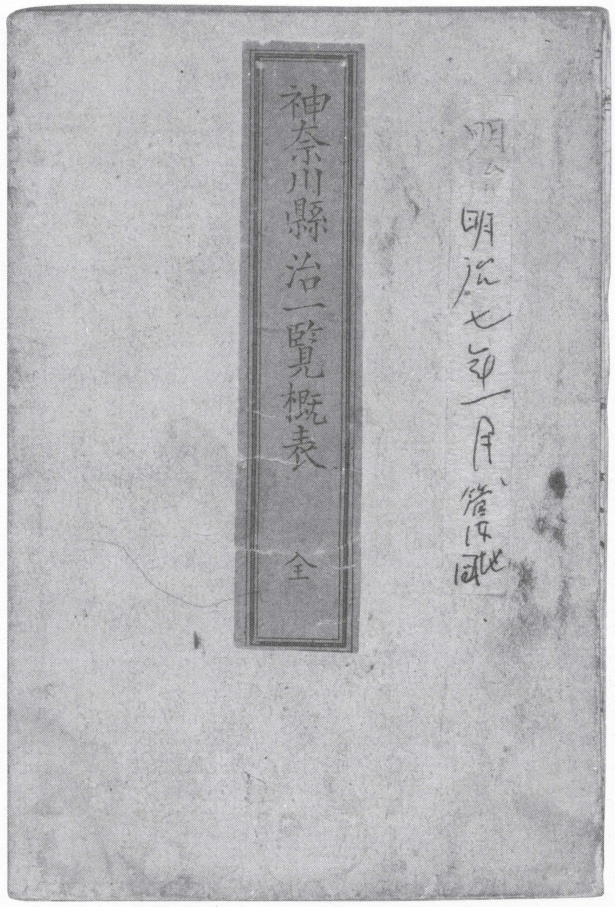

図２「神奈川県管内之図」（個人所蔵）

るから、本図は明治七年九月以降に発行されたものと判断される。

既に表1で確認したように、明治一一年を遡る早い時期の府県管内図は府県統計表と一体のものとして発行されていた傾向があり、本図はその典型的な例である。特に表題からすれば、統計表が主であり管内図はその裏面に掲載された付図と位置づけられる。そして序文には以下の通り記されている。

此図ハ固概略ニシテ只管内人民ニ地理ノ便ヲ得セシメント欲シ区画ヲ分彩シ駅路及郵便陸運ノ設アル市村且着眼スヘキモノハ総テ符号ヲ用テ分チ其距離遠近ハ里程表ヲ撿シ知ルヘシ然レトモ山麓海浜僻隘ノ村里ニ至リテハ位置形象ヲ誤ル少シトセス如斯ハ他日実測ノ期ヲ待テ訂正スヘシ

すなわち本図は「管内人民」が地理上の利便性が得られるように意図され、県域の概略を示したものである。なお山間部や沿岸部の村落では誤差が少なくないため、後日の実測により訂正する旨を断っている。県域は大区ごとに彩色が施され、その左には交通や郵便、陸運上重要な市村間の距離を示した里程表が掲げられている。そして本図に示された県域は現在とは大きく異なっていて、明治九年四月一八日に神奈川県に編入されるまで足柄県であった相模川以西の淘綾郡、大住郡、愛甲郡、津久井郡、足柄上郡、足柄下郡が含まれない。一方で県域北部には明治二六年四月一日に東京府へ移管されるまで神奈川県であった東多摩郡、北多摩郡、南多摩郡が含まれている。

本図を編撰した石渡正敏は明治五年に三浦郡桜山村の戸長となり[10]、明治六年四月二一日に神奈川県権少属に任ぜられ、同年一〇月一七日には十二等出仕となり、翌七年に本図を編撰した（表3）。そして明治八年三月二六日には権中属に、翌九年六月二一日には中属に任ぜられている。こ

の間、明治八年四月一日改の官員録によれば庶務課で、同年一二月二〇日には神奈川県に新たに勧業課が設けられ、石渡はその長となった[11]。

また興味深いことに石渡はこの前後に県内の地誌編纂に携わっていて、明治八年一〇月に『神奈川県地誌略』、翌九年六月には続編となる『続神奈川県地誌略』の校者として石渡の名が確認できる。さらに同年七月には『神奈川県地名地引』の校者となるなど、石渡は神奈川県官員として県下の地誌編纂に関与する人物であった[12]。

そして明治一〇年一月一八日に神奈川県四等属に任ぜられた石渡は、明治一二年一二月二五日改の職員録によると勧業課四等属であった。その後の動向は不明であるが、明治一九年から同二三年頃、農商務省水産局製造課長及び試験課長として石渡の名前が確認できる[13]。さらに明治二七年には三浦同盟会の発起人となり[14]、明治三三年の『百家明鑑』[15]には三浦郡田越村の項に掲載されている。

これに次ぐのが神奈川県七等属の岡田利正が製図、玄々堂印刷所製の(イ)「神奈川県管内之図」(図3)である。当館所蔵資料には発行年が記されていないが、『神奈川県会史』[16]の付録には「明治十一年十月板権届」の印が押された状態で復刻されている。また図を見ると、明治九年八月二一日に群馬県から埼玉県に編入された秩父郡が「埼玉県下秩父郡」と記されるとともに、明治一一年七月二一日に廃止された大区表示があるので、その間に製図され、明治一一年頃に発行されたものと推測される。

印刷技術という観点からは、玄々堂が印刷したという点で本図は重要である。玄々堂の松田敦朝は、石版技術教授のために明治一二年の神奈川県をはじめ、同一三年に群馬県、同一四年に京阪地方、同一七年に東京府、同一八年に長野県へ出庁した[17]。松田の印刷技術が各地で必要とされていたことが分かる。

表4　岡田利正の経歴

年代	事項
明治元.9	神奈川県兵
明治元.12	小隊長
明治4.6	仏式歩兵科教授を勤め賞金二千疋下賜
明治4.8	解兵のため職務差免
明治6.10	営繕課雇
明治7.4.22	神奈川県十五等出仕
明治8.3.26	神奈川県十四等出仕
明治8.8.12	神奈川県十三等出仕
明治9.11.12	神奈川県十二等出仕
明治10.1.18	神奈川県七等属
明治11	『神奈川県管内之図』を製図
明治13.4.2	神奈川県六等属
明治15.12.20	神奈川県五等属

(『神奈川県史料』等により作成)

本図の製図者である岡田利正は明治元年九月に神奈川県兵を申し付けられている(表4)。同年一二月に小隊長となり、四年六月には仏式歩兵科教授を勤めたことにより賞金二千疋を下賜されている[18]。次いで同年八月に解兵につき職務を差免された岡田は、六年一〇月に営繕課雇を申し付けられている。その後は七年四月二二日に十五等出仕、翌八年三月二六日に十四等出仕、同年八月一二日に十三等出仕、翌九年一一月一二日に十二等出仕となった。そして明治一〇年一月一八日に七等属に任ぜられた岡田は翌一一年頃に「神奈川県管内之図」を製図した。その後は明治一三年四月二日には六等属に任ぜられ、一五年一二月二〇日には五等属となった。官員録等によれば岡田の所属は八年四月まで営繕課であり、一〇年三月から一一年一月までは第三課、同年一二月以降は地理課であった。明治一五年一二月二五日改の職員録では地理課員であり、以降の

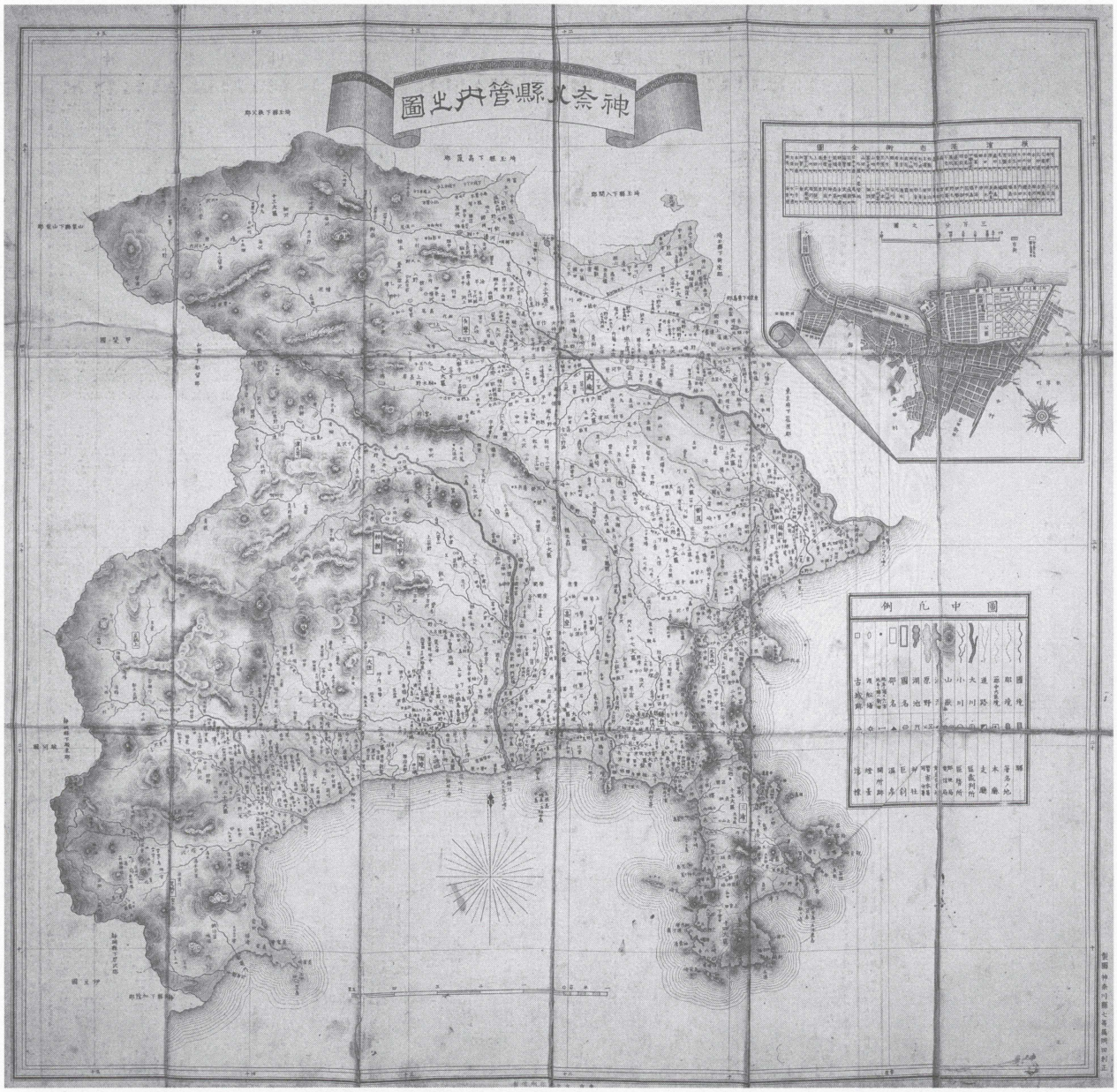

図３「神奈川県管内之図」（当館所蔵）

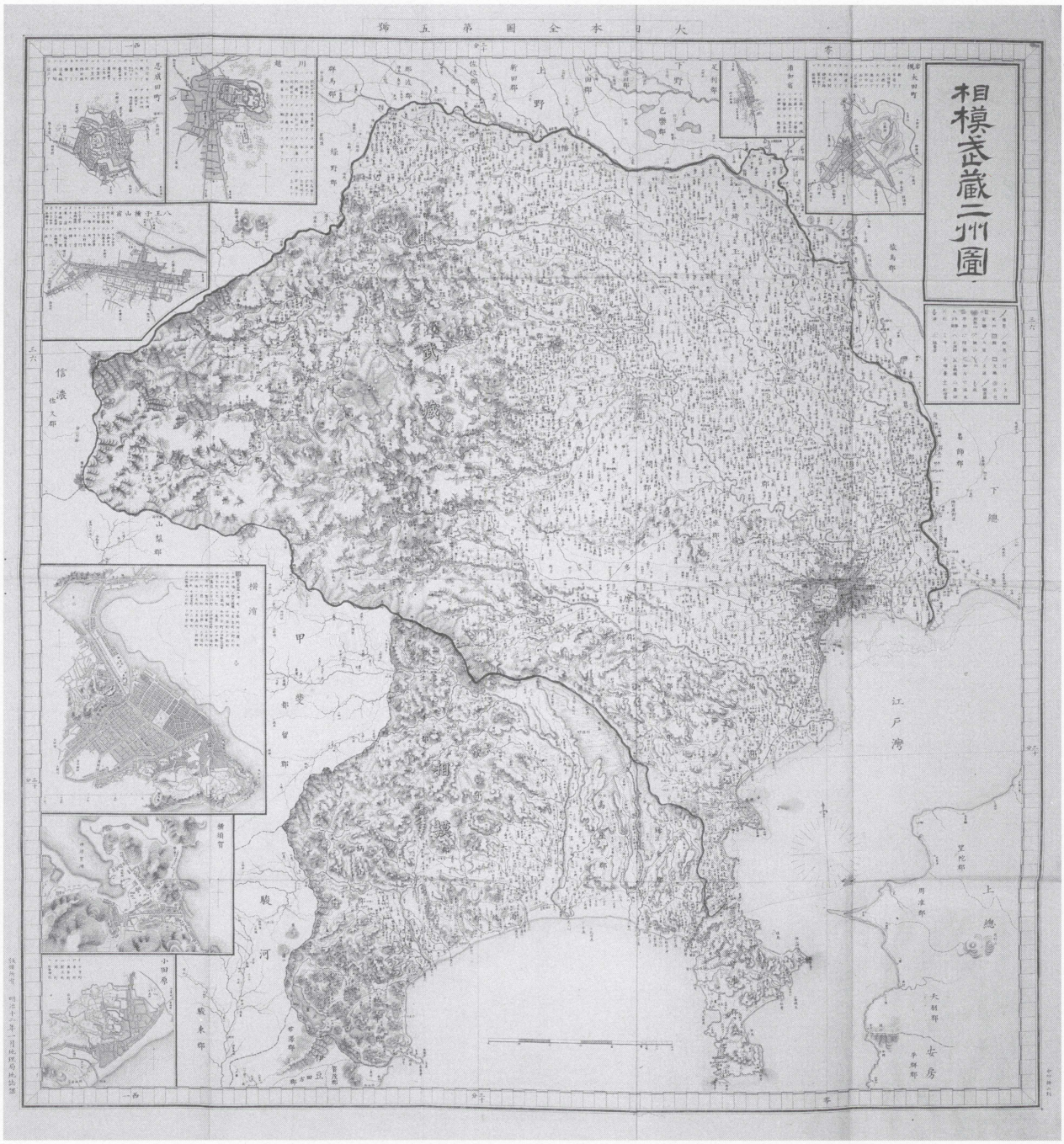

図４ 「相模武蔵二州図」（当館所蔵）

動向は不明である。

以上の二点は明治一一年以前という極めて早い時期の府県管内図である。当該期の府県管内図は裏面に統計表が付されるなどの特徴があり、神奈川県の場合も同様であった。これら二点に続いて発行されたのが、明治一二年一月に内務省地理局が作成した「相模武蔵二州図」（図4）である。同図は神奈川県域を含む旧相模国と旧武蔵国を図示したものであり、先行する（ア）及び（イ）の神奈川県管内図との間で県域の表現のあり方に関して比較検討が必要であろう。

2　鴻益社の出版活動

前述した二例の神奈川県管内図は県が作成主体となっていたものであった。神奈川県の場合、民間の作成主体によって発行されたもので最も早いものは、鴻益社から発行された「神奈川県管下之図」（ウ）である。本図は明治一六（一八八三）年一月三〇日の発行で、図示された県域は明治一一年頃の「神奈川県管内之図」に近いものとなっている。本図を発行した鴻益社は神奈川町で設立された印刷業者であり、設立の経緯や出版活動について知ることができる（表5）。

まず鴻益社の設立に先立つ明治一二年一一月には、後に同社の発起人となる酒井景山という人物が、東京で石版器械を買い付けようとしていた。都筑郡長津田村の杉山喜左衛門方に止宿していた酒井は、都筑郡下川井村の村用掛である栗原茂勝に買い付け金の不足分として金二、三円を拝借したい旨の書簡を一六日に出し、翌日には酒井の代理で久良川謙吉が栗原から金三円を拝借している[19]。

酒井が石版を買い付けできたかどうかは不明であるが、その後、明治一四年には「縮切図」という地図を出版していたことが知られる。この縮切図は地租改正時の地引絵図を縮刷したと推測される地図帳で、一村内の土地一筆ごとに地番、地目、等級、面積が記載されている。例えば、明治一五年六月の「神奈川県下武蔵国久良岐郡森村縮切図」（当館所蔵）は加藤景山が編纂し鴻益社が印刷したものである。これらの縮切図が確認されたのは神奈川県下の橘樹郡、都筑郡、久良岐郡といった横浜近郊に位置する農村部の村々である。

そして明治一五年五月八日に酒井景山は「出版同盟御許可願」[20]を神奈川県に願い出ている。酒井は銅版印刷業を営んでいて、これを「鴻益社」と号して出版同盟者を募り、「新古歴史其他書籍等」を刊行して公売したい旨を願い上げ、同月一二日には神奈川県がこれを許可している。この許可願には設立に際しての趣旨を発起人の酒井景山が記した「鴻益社書籍出版方法書」が添えられている。酒井名義の方法書とほぼ同様の内容

表5　鴻益社の活動

年代	事項
明治12.11	酒井景山が東京で石版器械の買い上げを試みる
明治14.11	酒井景山編「橘樹郡上下末吉村縮切図」 酒井景山編「橘樹郡綱島村縮切図」
明治15.5.8	酒井景山名義で出版同盟御許可願
明治15.5.12	神奈川県より許可される
明治15.5	社主加藤景山で出版同盟方法書
明治15.6	加藤景山編「久良岐郡森村縮切図全」
明治15.8	加藤景山編「都筑郡茅ヶ崎村縮切図」
明治15.7.8	生麦の関口家を訪問
明治15.9.21	生麦の関口家を再訪して株金預証を持参
明治15.10	小島源太郎編「文友雑誌」
明治15	加藤景山編「久良岐郡杉田村縮切図」 加藤景山編「橘樹郡新羽村縮切図」 鴻益社「橘樹郡笹下村縮切図」 「橘樹郡小田村縮切図」
明治16.1	加藤景山製図「神奈川県管下之図」
明治16.2.2	鶴見の佐久間家を訪問して略暦を持参
明治16.5	社主加藤景山で設立趣意書
明治17.1	社長に松尾治太郎を選定
明治21	加藤景山編「都筑郡石川村縮切図」

注）縮切図については『横浜市史料所在目録』などを利用した。また出版物は行頭の一字を下げて表記した。

でかつ同月付でありながら「鴻益社社主加藤景山」名義の「鴻益社出版同盟方法書」[21]があることから、酒井景山は後に「神奈川県管下之図」にも名前が見える鴻益社の加藤景山と同一人物と判断される。そしてこの「方法書」からも鴻益社が都市近郊の農村部に注目していたことがうかがえる。

一　曩ニ東京印刷会社ニ於テ出版同盟ヲ募ルノ挙アリ美事ナラズヤ茲ニ吾輩モ印刷ニ従事スルガ故ニ此挙ノ大イニ世益アルヲ思ヒ本年幸ニ神奈川町ニ業ヲ開クニ際シ田舎豪農ニシテ蔵書ニ乏シキヲ憾慨スルノ余リ出版同盟者ヲ相募リ豪農ヲシテ蔵書ニ富シムルヲ謀ルアラントス

（後略）

つまり加藤は東京印刷会社の手法を参考にして、神奈川町を拠点として近郊の農家を対象とした予約出版を企図したのであり、実際に鴻益社は神奈川町近郊で同盟加入の勧誘を行っていた[22]。明治一五年七月八日には東海道沿いの生麦村で名主を勤めた関口家に「神奈川町鴻益社加藤景山殿外壱名[23]」が訪れて同盟加入を勧誘し、同家は同盟に入社した。そして九月二一日には「鴻益社社員長嶋長三郎[24]」が関口家を訪れて株金預証を持参し、同家は五〇銭を渡している。

鴻益社の社員らが関口家を訪れた一ヶ月後の明治一五年一〇月二〇日には、『文友雑誌』[25]を発兌している。これは横浜近郊の寺尾・生麦・神奈川などの人物による漢詩・和歌などが掲載された文芸雑誌である。編集人は小島源太郎（神奈川町二五五）、錦誠堂佐野屋尾崎冨五郎（横浜区野毛町三丁目四二）のほか、戸塚駅（岡田善六）や東京（京橋区貝足町三木村喜三郎）でも販売されていた。

これに続き鴻益社は「神奈川県管下之図」（ウ）を出版した。同図は明治一五年一〇月七日版権免許、翌一六年一月三〇日出版で、製図及び出版人は神奈川町八七四番地の加藤景山（神奈川県平民）、そして図幅外には「鴻益社銅版部　福富刻」と記されている。また売捌所が東京の大倉孫兵衛、横浜の吉川伊兵衛（弁天通一丁目）と錦誠堂尾崎冨五郎（野毛町二丁目）であった。

同図を出版した直後の明治一六年二月二日には、先述した生麦村の隣村である鶴見村の名主を勤めた佐久間家のもとを訪れている。同家の日記によれば「午后神奈川駅ナル鴻益社員（出版会社）臨賀、略暦ヲ投与セラル[26]」と記されているから、鴻益社が出版会社と認識されていたことが分かる。そこで鴻益社の社員は生麦の関口家を訪れた時と同様に予約出版業の勧誘を行ったと推測され、略暦を渡している。

しかし同年五月に「鴻益社設立趣意書[27]」が作成されると、それ以降の動向は把握しにくくなる。同年九月一〇日出版の『ウヰルソン氏第二リードル独案内』（個人所蔵）は加藤景山が訳者となっているが、発兌元は鴻益社ではなく東京芝区の上田屋栄三郎となっているから、加藤のもとでの鴻益社の経営は順調にいかなかったものと推測される。翌一七年一月の「鴻益社役員撰定御届」と「転社御届[28]」によれば、加藤は鴻益社の印刷長となり、代わりに松尾治太郎という人物が社長に選定されるとともに、仮本社も神奈川町から横浜区翁町三丁目へ移動している。

このように鴻益社の出版活動はわずか一年半に満たないものであったが、その間に都市近郊の農村部を顧客層に見定めた予約出版を試み、地租改正時の地引絵図を縮刷した縮切図や神奈川県管内図といった二種類の地図を出版していたことは注目に値する。当該期の社会に新しく登場したこれらの地図に需要を見出した鴻益社の目論見は決して成功したとはいえない。しかしながら、いわば鴻益社は府県管内図に商品としての価値を期待したといえ、府県管内図に向けられた同時代的な視線の一つ

と理解できよう。

おわりに

本稿では印刷技術者のネットワークや、出典としての伊能図という観点から、内務省地理局における地図作成の動向と府県管内図の作成に関連性を指摘した。町村単位のスケールで作成された地籍図や、日本全国を対象にした伊能図を参照しながら作成された府県管内図は、当該期に新しく編成された府県という単位を町村と国の間に定位しようとした試みの産物と位置づけられよう。それは府県が全く独自に展開しえた事業とは考えられず、印刷や出版に関しては内務省地理局などの機関でも活躍した印刷技術者のネットワークに支えられてこそ成立したといえる。

当該期の地図作成史上における内務省地理局の役割については近年研究の蓄積が進んでいるが[29]、府県との関係については十分に理解されていない。当館に関係資料がある岩橋教章の動向も踏まえ、今後さらに検討したい。あわせて本稿では神奈川県管内図のうち明治一〇年代に発行されたものを対象としたが、それ以降の管内図も含めた通時的な検討が必要である。鴻益社が期待した府県管内図に対する需要の問題も含めて今後の課題としたい。

付記

資料の利用にあたっては飯田助知氏と、国立公文書館、横浜開港資料館、神奈川県立公文書館の各機関にご高配を賜りました。記して厚く御礼を申し上げます。

註

(1) 拙稿「橘忠助氏旧蔵美術資料群と明治期府県管内図」『神奈川県立博物館研究報告　人文科学』三九、二〇一三年。また橘資料群については以下に詳しい。角田拓朗「橘忠助氏旧蔵美術資料群について」『神奈川県立博物館研究報告　人文科学』三七、二〇一一年。

(2) 例えば以下が挙げられる。福井県編・発行『福井県史　資料編一六上　絵図・地図』一九九〇年。三重県編・発行『三重県史　別編　絵図・地図』一九九四年。河村克典「明治・大正・昭和初期刊行の山口県全図」『山口県文書館研究紀要』二七、二〇〇〇年。

(3) 黒崎千晴・小口千明『地図でみる県の移り変り　解説資料編』昭和礼文社、一九九一年。木全敬蔵『日本地図測量史の研究』愛知大学大学院文学研究科博士学位請求論文、二〇〇二年。三木理史「明治・大正期における府県管内図について分県地図と治績報告書の狭間で（研究部会要旨）」『人文地理』五八（二）、二〇〇六年。また版権が府県の所有に関わる府県管内図に限って目録を作成したものに以下がある。師橋辰夫「官版府県図」『月刊古地図研究』四、一九七〇年。

(4) 例えば東京府の場合は「東京府管内全図」（東京府記録掛、明治一三年五月二〇日）がある。国立公文書館に限らずその他の所蔵機関も検索対象とすることで、表1は補充してゆく必要があるが、今後の課題としたい。

(5) 西村貞『日本銅版画志』全国書房、一九七一年、四〇二～四〇三頁。同書によると、江島は上海に銅版印刷所を設けた岸田吟香とともに漢籍の翻刻に従事したとされる（四三頁）。

(6) 印刷局『印刷局沿革録』一九〇七年、三一頁～三七頁。ただし、前掲註5によると、江島も紙幣寮で銅版彫刻に携わったとされる。

(7) 測量・地図百年史編集委員会編『測量・地図百年史』日本測量協会、一九七〇年、二六四頁。同書によると江島はキヨッソーネの門下であり、また堀は岩橋教章からも地図の彫刻を学んだとされる。

(8) 金田章裕・上杉和央『日本地図史』吉川弘文館、二〇一二年、二九九～三〇一頁。

(9) 前掲註8三〇九～三一二頁。及び以下参照。保柳睦美「明治以後の日本社会と伊

能図の存在」（保柳睦美編『伊能忠敬の科学的業績』古今書院、一九九七年、二三五～二六七頁）。

(10) 逗子市編・発行『逗子市史　通史編　古代・中世・近世・近現代編』一九九七年、六一九頁。

(11) 神奈川県企画調査部県史編集室『神奈川県史　通史編六　近代・現代三』神奈川県、一九八一年、三三三頁。

(12) 横浜市中央図書館開館記念誌編集委員会編『横浜の本と文化』横浜市中央図書館、一九九四年、八一頁。なお同書によれば、石渡とともに地誌を編纂した川井景一は、明治二〇年代に内務省地理局に奉職していたという。

(13) 「農林水産省百年史」編纂委員会編『農林水産省百年史　別巻』「農林水産省百年史」刊行会、一九八一年、二五三頁。両課は明治一九年二月二六日に設置、同二三年六月二一日農務局に移管された。

(14) 横須賀市編・発行『新横須賀市史　資料編　近現代一』二〇〇六年、一九八頁。

(15) 小幡宗海編『神奈川文庫　第五集　百家明鑑』神奈川文庫事務所、一九〇〇年、一一九頁。

(16) 神奈川県議会事務局編『神奈川県会史　第一巻』神奈川県議会、一九五三年。原図は国立国会図書館所蔵であるが、当該資料（YG913-2044）に版権届の印は確認できなかった。

(17) 明治二〇年四月四日「銅石版業玄々堂の履歴」（青木茂編『明治洋画史料記録篇』中央公論美術出版、一九八六年、七四～七七頁所収。初出は『美術』二、一八八九年）。玄々堂については以下参照。神奈川県立近代美術館編・発行『幕末維新の銅版画　玄々堂とその一派展図録　絵に見るミクロの社会学』一九九八年。森登「玄々堂と明治の銅版画」（町田市立国際版画美術館編『近代日本版画の諸相』中央公論美術出版、一九九八年）。

(18) ここで岡田がどのような活動にあたっていたか詳細は不明であるが、後に神奈川県管内之図の製図を担っていることからすると、フランス式の製図技術について念頭に入れておくべきであろう。また当該期に横浜に駐屯したフランス軍については以下に詳しい。横浜開港資料館・横浜開港資料普及協会編『史料でたどる明治維新期の横浜英仏駐屯軍』横浜開港資料館、一九九三年。横浜対外関係史研究会・横浜開港資料館編『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』東京堂出版、一九九九年。

(19) 明治一二年一一月一六日「〔書簡〕」、同月一七日「証」（横浜開港資料館所蔵都筑郡川井村栗原家文書）。

(20) 神奈川県立公文書館寄託飯田家文書。

(21) 明治一五年五月「株券証」のうち「鴻益社出版同盟方法書」（神奈川県立公文書館寄託飯田家文書）。

(22) この点については既に以下で触れられている。ロバート・キャンベル「規則と読者　明治期予約出版の到来と意義」『江戸文学』二一、一九九九年、一一九頁。

(23) 横浜市文化財研究調査会編・発行『横浜市文化財調査報告書第八輯の廿　関口日記　第廿巻』一九八二年、三八二～三八三頁。

(24) 前掲註23、三九九頁。

(25) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵（横浜開港資料館複製）。

(26) 横浜開港資料館編・発行『佐久間権蔵日記　第1集』一九九九年、九頁。

(27) 神奈川県立公文書館寄託飯田家文書。

(28) 神奈川県立公文書館寄託飯田家文書。

(29) 例えば旧内務省から引き継がれた海軍水路部の海図群については以下を参照。鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ　赤門書庫旧蔵地図に残る初期海図の航跡」『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年。